

◇村 田 薫 君

○議長（澁谷俊二君） 最初に、12番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

（12番 村田 薫君 登壇）

○12番（村田 薫君） おはようございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

質問事項は町の障害者雇用の状況は。

質問要旨ですが、お盆過ぎの8月15日ごろから毎日報道されている障害者雇用の水増し問題は、中央省庁から始まり全国の地方自治体にも広がり、今後全国調査が行われるとのことでした。この機会を捉えまして当町の障害者雇用の実態と町の考え方についてお伺いいたします。

働く意欲を持つ障害者の就労、機会の拡大、多様な人材の活用を目的に制定されました障害者雇用促進法の法定雇用率の2.5%は当町では守られているのか。

2つ目は、採用時には障害者手帳や医師の診断書で確認のもとに採用しているのか。定期的に第三者機関により確認は徹底しているのか。

3番目として、身の回りの介助が必要な障害者がいる場合は介助者が配置されているのか。また、障害者が働きやすい環境の整備はされているのか。

4番目に、最後になりますけど、労働人口の減少、少子高齢化が進む中で障害者の労働力のメリットについて、どのように捉えているのか。

以上につきまして、町の取り組みと町長の考えを伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

障害者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者の雇用の場を確保することを目的に一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えるため、常用労働者の数に対する一定割合の数の身体障害者、知的障害者または精神障害者を雇用する義務を事業主に課す、いわゆる障害者雇用率制度が地方公共団体にも義務づけられていることは議員ご承知のとおりです。

その障害者雇用率の算定に当たっては、週30時間以上勤務する常用労働者及び週20時間以上30

時間未満勤務する短時間労働者が対象となり、短時間労働者は1人を0.5人としてカウントするほか、障害の範囲により重度身体障害者及び重度知的障害者の常用労働者については、1人を2人としてカウントし、重度身体障害者及び重度知的障害者の短時間労働者については、0.5人を1人としてカウントすることとなっているところです。

さて、町職員の障害者雇用人数及び障害者雇用率についてですが、平成30年6月1日現在で臨時的任用職員を含めた障害者雇用人数は実人数で7人、障害者雇用率の算定ルールでは8人となっております。障害者雇用率については、2.55%で法定雇用率の2.5%を上回っており、義務づけられた雇用率は達成しております。

次に、町職員の採用時における障害者の把握・確認方法についてですが、厚生労働省が作成した「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に基づき、把握・確認を行っております。

具体的には、対象者に対して「障害者雇用状況の報告等のために」と利用目的を明示、同意を得た上で障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の写しの提供を求めており、障害者のプライバシーに配慮しながら把握・確認を行っております。また、提供を受けた書類については、保存期間を3年以上とし、情報を管理する者の範囲を必要最小限にするなどの安全管理措置も講じているところです。

このようにガイドラインに基づいた対応を徹底しており、第三者機関による確認が必要な実態はありませんので、今後もこうした対応で適切に対応してまいりたいと考えております。ご理解をお願いいたします。

次に、介助が必要な職員についてですが、現在のところ、町職員に身の回りの介助が必要な職員はおりませんので、介助者の配置はありません。

また、障害者が働きやすい環境の整備については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障害者が働きやすい環境づくりを推進するため町公共施設についてバリアフリー化を進めてきたほか、町職員が事務または事業を行う際に障害を理由とする差別が発生しないよう、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する美郷町職員対応要領」を策定するなど、施設整備及び対応の仕方について職場環境の整備に努めてきておりますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、今後の障害者雇用のあり方に関する質問ですが、障害者雇用を進めていく根底には障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる「共生社会」を実現していくという理念があるものと思います。こうした根底をきちんと意識するとともに受けとめます

と、障害者の就労は労働人口の減少への対応といった社会ニーズを踏まえた就労という概念ではなく、健常者と同様、みずからの人生に存在感と充実感を認識できる自己発現の機会として捉えるべきではないかと私は考えます。

したがって、健常者、障害者と区別して労働力に対する評価を行うことは適切ではなく、健常者であっても障害者であっても、ともにみずからの意欲と能力に合致する就労がかなえられる社会の構築、つまり共生社会を実現していく認識を今後も大切にしていくことが重要であると私は考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）12番、村田 薫君の再質問を許可いたします。

○12番（村田 薫君） 3番目のところ、介助または働きやすい環境の整備で、町なりに何らかのことをやっているということでしたけど、実際こういう合理的配慮という、障害者に対しての合理的配慮はどのような方法で全職員に周知されているのでしょうか。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でも申しましたが、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する美郷町職員対応要領」というものを策定して、全職員がそれを持っておりますので、そういうことで障害者に対する差別が発生しないような対応をしているところです。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、12番、村田 薫君の一般質問を終わります。